

食安輸発第0929008号
平成18年9月29日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ニュージーランド産生鮮アスパラガスの取扱いについて

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年9月29日付け食安輸発第0929001号）に基づき、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、ニュージーランド政府においてジクロロボスの違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、本日以降届出されるニュージーランド産生鮮アスパラガスであって、別途指示する輸出業者から輸出されたものについては、通常の監視体制に戻すこととしますので、御了知の上、関係営業者への指導方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。